

犬山市固定資産税等返還金支払要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土地及び家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税について、過誤納金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき還付すべきものを除く。以下この要綱において同じ。）が生じた場合に、固定資産税等返還金（以下「返還金」という。）を支払うことにより、納税者の不利益を補填し、税務行政に対する市民の信頼の確保とその円滑な運営に資することを目的とする。

(返還金支払対象者)

第2条 市長は、実施調査又は納税者からの申出等により過誤納金が生じたことを知ったときは、所定の手続きを経て、当該納税者に対し返還金を支払うものとする。

2 前項の場合において、相続があったときは、当該相続人に対し、返還金を支払うものとする。

(返還金の額等)

第3条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 過誤納金のうち本税に相当する額

(2) 利息相当額（民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率）

2 前項第1号の過誤納金のうち本税に相当する額は、地方税法の還付の対象となる期間を除く5年の範囲内において、固定資産課税台帳その他の課税及び収納に係る資料（以下「固定資産課税台帳等」という。）によって算定するものである。

3 前項の規定にかかわらず、納税者が提示する領収書等によって当該額を確認することのできるものについては、地方税法の還付の対象となる期間を除き、別に15

年の範囲内において算定の対象とすることができる。

4 第1項第2号の利息相当額は、過誤納金の納付があった日の翌日から返還金の支出を決定した日までの期間の日数に応じて計算した額とする。

(返還金の支払の決定)

第4条 市長は、現地調査又は固定資産課税台帳等の調査により、返還金を支払うことが適当と認めたときは、速やかに返還金の支払を決定するものとする。

(決定の通知)

第5条 市長は、返還金の支払を決定したときは、速やかに決定の内容を納税者又はその相続人に通知するものとする。

(決定の取り消し)

第6条 市長は、過誤納金が納税者の虚偽その他不正な手段により生じた場合その他返還金を支払うことが第1条の目的に合致しないことが明らかになったときは、返還金の支払の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前条の規定は、前項の規定による取り消しをした場合について準用する。

(返還金の返還)

第7条 市長は、返還金の支払の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に返還金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(施行細目)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年１１月１日から施行する。